

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公開番号】特開2008-162321(P2008-162321A)

【公開日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-028

【出願番号】特願2006-351738(P2006-351738)

【国際特許分類】

B 6 2 J 9/00 (2006.01)

【F I】

B 6 2 J 9/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月20日(2009.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

小物を収納する引き出しと、この引き出しを水平スライド可能に収納する収納ケースと、前記引き出しが乗員側へ引き出される際に中間位置で前記引き出しを一旦停止させる中開停止機構からなる、車両に装備される物入れにおいて、

前記収納ケースに、全閉位置にある前記引き出しを開放側に、全開位置に至るまで弾発付勢する弾発機構と、

前記中開停止機構により、中開位置で停止した前記引き出しを、閉じる方向に操作せしめることで、前記中開停止機構を解除させる停止解除機構を備え、

前記引き出しは、閉じる方向に操作され、前記中開停止機構を解除された後に全開位置で停止することを特徴とする車両に装備される物入れ。

【請求項2】

前記中開停止機構は、前記引き出し若しくは収納ケースに水平旋回可能に設けられ先端にピン状突起を備えているアーム部材と、前記ピン状突起を案内するために前記収納ケース若しくは前記引き出しに、前記引き出しのスライド方向に延設された溝群とからなり、

この溝群は、前記引き出しの全開位置から全閉位置まで前記ピン状突起を案内する第1ガイド溝と、全閉位置を起点として前記第1ガイド溝とは別個にほぼ直線的に延ばされ、引き出しの全閉位置から中開位置まで前記ピン状突起を案内する第2ガイド溝と、この第2ガイド溝の端部に設けられ前記ピン状突起を中開位置で一旦停める袋小路部と、この袋小路部から全閉位置側へ傾斜して延ばされ前記第1ガイド溝の途中に交叉する連絡溝と、からなり、

前記引き出しを開けると、前記ピン状突起が直線状の前記第2ガイド溝を進むため前記袋小路部で一旦停められ、次に前記引き出しを少し戻すことで前記ピン状突起が前記連絡溝を進んで前記第1ガイド溝に移り、次に前記引き出しが引き出されることで前記ピン状突起は前記第1ガイド溝を進み全開位置に到り、前記引き出しを閉じるときには前記ピン状突起が前記第1ガイド溝を進むことで全開位置から全閉位置に到るように構成したことを特徴とする請求項1記載の車両に装備される物入れ。

【請求項3】

前記第2ガイド溝を全閉位置から中開位置へ向かって進むピン状突起の通過は許容するが、前記ピン状突起が全閉位置へ戻ることは妨げる逆止機構を、前記袋小路部の入口に付

設したことと特徴とする請求項 2 記載の車両に装備される物入れ。

【請求項 4】

前記袋小路部を平面視で V 字状にするとともに前記第 1 ガイド溝と第 2 ガイド溝と連絡溝とで囲われる部分を三角形部にし、この三角形部の袋小路部に面する頂点よりも、袋小路部の V 字底が前記第 1 ガイド溝寄りに位置するように前記袋小路部を定めたことを特徴とする請求項 2 又は請求項 3 記載の車両に装備される物入れ。

【請求項 5】

前記溝群は、前記収納ケースに設け、前記アーム部材は、前記引き出しに設けることを特徴とする請求項 2 又は請求項 4 記載の物入れ。

【請求項 6】

前記第 2 ガイド溝の端部又は前記第 1 ガイド溝の端部は、前記収納ケースの端部まで延出して開放される開放端を有し、この開放端を末広がりに形成することを特徴とする請求項 2 ~ 5 のいずれか 1 項記載の物入れ。

【請求項 7】

前記収納ケースに前記弾発機構が設けられ、この弾発機構により前記引き出しが全閉状態から全開状態になるように力が加わるように構成され、

前記ピン状突起が一旦袋小路部にて止められた後に、前記引き出しを少し戻すと、前記ピン状突起は前記連絡溝を通って前記第 1 ガイド溝に進入して前記引き出しが全開となることを特徴とする請求項 2 ~ 6 のいずれか 1 項記載の物入れ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項 6 に係る発明では、第 2 ガイド溝の端部又は第 1 ガイド溝の端部は、収納ケースの端部まで延出して開放される開放端を有し、この開放端を末広がりに形成することを特徴とする。

請求項 7 に係る発明では、収納ケースに弾発機構が設けられ、この弾発機構により引き出しが全閉状態から全開状態になるように力が加わるように構成され、ピン状突起が一旦袋小路部にて止められた後に、引き出しを少し戻すと、ピン突起は連絡溝を通って第 1 ガイド溝に進入して引き出しが全開となることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

請求項 6 に係る発明では、第 2 ガイド溝の端部又は第 1 ガイド溝の端部は、収納ケースの端部まで延出して開放される開放端を有するので、ピン状突起を有するアーム部材を溝群に容易に嵌合させることができる。従って、引き出しを収納ケースに容易に組み付けることができる。

請求項 7 に係る発明では、引き出しを中間位置から全開位置に開けるときは、引き出しを少し戻すと、ピン状突起は連絡溝を通って第 1 ガイド溝に進入して引き出しが全開となるように構成したので、運転者は、中開位置にある引き出しを全開位置まで開く操作を極めて容易に行うことができる。押し引きする操作のみで引き出しを中開位置から全開位置に開くことができるので、運転者の体格によって引き出しの開く操作が煩雑となることもない。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 3 6

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 3 6】

弾発機構93は、小ポケット92に配置されており、収納ケース81側に取り付ける軸部94と、この軸部94に回動自在に取り付けるドラム95と、このドラム95に巻掛けられる薄板状のスパイラルスプリング96と、このスパイラルスプリング96の先端部96aに取り付けられているフック部材97と、からなる。